



最高裁秘書第1822号

平成29年4月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第11号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 29 年 4 月 17 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記 1 の 質問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

#### 1 質問日等

##### (1) 質問日

平成 29 年 4 月 17 日

##### (2) 質問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、以下のとおり主張しているが、当該判断は相当であると考える。

ア 「日本裁判所書記官協議会側の出席者は裁判所書記官という公務員である以上、その肩書及び氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報であるといえるから、不開示情報に該当しない」（以下、「苦情申出 1」という。）

イ 「開示文書とは別に、平成 28 年 6 月 2 日実施の座談会に関する議事録が存在するはずである」（以下、「苦情申出 2」という。）

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成 28 年中に実施された、最高裁と日本裁判所書記官協議会との間の座談会、懇談会等に関する文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、以下の文書を

特定した上（以下、イからエまでを「本件各書簡」という。），平成29年3月10日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

ア 決裁票

- イ 最高裁判所事務総局人事局長宛ての書簡
- ウ 最高裁判所事務総局情報政策課長宛ての書簡
- エ 最高裁判所事務総局総務局長宛ての書簡
- オ 総務局出席者一覧

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出1について

本件各書簡中、不開示とした部分は、特定個人の氏名及び肩書であり、同情報は、それぞれ一体として、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号本文に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当し、いずれの情報についても同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

また、同情報は個人識別部分であって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に定める部分開示の余地はない。

なお、苦情申出人は日本裁判所書記官協議会側の出席者は裁判所書記官という公務員である以上、その肩書及び氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報であるといえるから、不開示情報に該当しない旨主張する。この点、日本裁判所書記官協議会（以下「日書協」という。）は、裁判所書記官等が加入している任意団体であり、私的な団体であることから、日書協の会員が、日書協側の出席者として本件座談会に出席する行為は、私的な行為であり、公務員の職務の遂行に係る行為とはいえない。よって、日書協側の出席者の肩書及び氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報には該当せず、苦情申出人の主張は失当である。

イ 苦情申出2について

平成28年6月2日実施の日書協との座談会は、日書協主催で行われたものであり、主催者ではない最高裁判所としては、議事録を作成していない。

また、主催者である日書協から議事録を取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。